

岡山県
新型コロナウイルス感染症
県民・事業者の皆様へのお願い

期 間 2023年2月9日（木）～
2023. 2. 9

県民の皆様へ

○**基本的な感染防止策の徹底**

- ・発熱、のどの痛み、倦怠感など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
- ・手洗い等の手指衛生、3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること
※定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- ・マスクコード（P3参照）を遵守すること
※屋外で会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2m以上を目安）が確保できる場合は、マスク着用は不要です。
- ・会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は、第三者認証店（P5参照）など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底すること

○体調不良時の備え

- ・抗原定性検査キット（P5参照）や自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等をあらかじめ購入しておくこと

○適切な受診への協力

- ・13歳から64歳までの重症化リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、抗原定性検査キットを用い、陽性者診断センター（P5参照）を利用すること
- ・受診する際は、休日や夜間ではなく、可能な限り平日の日中に、かかりつけ医や、最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P5参照）をあらかじめ電話の上、受診すること
- ・救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること

○無料検査の活用

- ・会食や旅行・帰省、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること【特措法第24条第9項に基づく要請】
※検査資源を有効に活用し、重症化リスクの高い方等の検査機会を損ねることがないよう、過度の頻回受検はお控えください。

○早期のワクチン接種

- ・ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期にワクチン接種を受けること

事業者の皆様へ

(高齢者施設等や学校、保育所・認定こども園等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、飲食店等、その他施設等を含む。)

○業種別ガイドライン等の遵守

- ・各種業種別ガイドラインを遵守すること 【特措法第24条第9項に基づく要請】
- ・「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）、医療機関の感染対策のガイドライン等（学会の作成したガイドライン等）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）、「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）などに沿った感染防止策を徹底すること

○健康管理の徹底

- ・従業員・職員・生徒・児童等の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は、出勤・出席させないこと

○重症化リスクの高い方との面会での感染対策

- ・面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること

○証明書によるない対応

- ・感染者・濃厚接触者となった、従業員・職員・生徒・児童等に対し、休暇取得や出席停止、勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと

思いやりのルール 「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○マスクを正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

屋外で人と2m以上離れているときは、
マスク着用は不要です！



©岡山県「ももっち・うらっち」



©岡山県「ももっち・うらっち」

●県内のイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「三つの密」が発生しない席の配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後ににおける選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること
- 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止策の徹底等を行うこと
- お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や過去の感染事例を踏まえた出演者が取り得る感染防止策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染防止策の充実について、適切に判断すること

感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること		感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	収容定員まで
収 容 率		100%以内
条件	<ul style="list-style-type: none">●「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること●問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること	<ul style="list-style-type: none">●「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること●イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること

※ 収容定員が設定されていない場合、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象

※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと

<参考>

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度

診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者等に対して新型コロナウイルス感染症等の診療・検査を行う医療機関

県では、発熱等症状のある県民が、地域の身近な医療機関でスムーズに相談・診療・検査が受けられるよう、「診療・検査医療機関（発熱外来）」を指定し、ホームページで公開しています。

◇ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/page/686390.html>

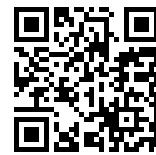


陽性者診断センター

症状が軽く重症化リスクがない方等を対象に市販の抗原定性検査キット※で自己検査等の結果、陽性と判明した方からの登録情報を基に医師が陽性者であることを確認します。対象者等詳細は、ホームページでご確認ください。

◇ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/page/798343.html>

※ 「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」（医療用）または「第一類医薬品」（一般用）の抗原定性検査キット



陽性者診断センターHP



抗原検査キット取扱店舗リスト
(厚生労働省HP)